

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和元年度第1回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 令和元年9月25日（水）15時00分から15時35分まで
- 3 開催場所 水戸市役所4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
伊藤明美，川島佑介，樋田雅美，吉田勉（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
高橋靖，荒井宰，熊田泰瑞，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，渡辺慧，小野瀬雅子
 - (3) その他
欠席者：水庭清隆
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 包括外部監査の実施に伴う行政評価の取り扱い及び令和元年度行政評価における対象事務事業の説明（公開）
 - (2) 行政評価委員会の審議の進め方及びスケジュール（公開）
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ① 行政評価委員会条例
 - ② 行政評価委員会委員名簿
 - ③ 行政評価の基本方針
 - ④ 包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱いについて
 - ⑤ 令和元年度行政評価（1次評価）の概要
 - ⑥ 行政評価調書
 - ⑦ 行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて（案）

⑧ 意見書

9 発言内容

○**事務局** 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます行政改革課長の熊田です。よろしくお願ひします。はじめに、高橋市長から、御挨拶を申し上げます。

○**高橋市長** 本日は、お忙しい中、行政評価委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、水戸市の市政運営に御協力をいただいておりますことに心から厚く御礼申し上げます。水戸市におきましては、市民一人一人が笑顔で生き生きと活動することのできる、将来にわたって、豊かで安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、第6次総合計画のさまざまな施策に積極的に取り組んでいるところであります。また、8月に、総務大臣に中核市の指定に係る申出を行いましたところで、県内初の中核市誕生に向けて、準備を進めているところです。特に、保健衛生行政をはじめ通して、拡大される事務権限を更に生かし、これまで以上に地域の実情に合った特色ある施策を展開し、市民サービスの一層の向上を図ってまいります。

さて、これまでの7年間の行政評価は、公の施設の管理運営事務、滞納整理事務、それからイベント事務事業及び公の施設の利用状況をテーマ通して評価を行ってまいりました。その結果、図書館への指定管理者制度の導入をはじめとした民間活力の活用の推進、滞納整理事務の適正化、水戸黄門まつりのリニューアルなど、各種イベント内容の充実に、大きな成果を上げてきております。このような成果を得られたのも、委員の皆様の方強い助言や指導があったからだと考えております。本当にありがとうございます。先ほど、中核市への移行についてお話ししましたが、中核市移行に伴い、本市は、令和2年度から毎年度、包括外部監査を実施する必要があります。包括外部監査につきましては、公認会計士等の包括外部監査人が市の財務等の事務の執行について、一定のテーマの下外部の視点で監査を行うものであり、行政評価と類似点がござひます。包括外部監査をしっかりと軌道に乗せていく必要があることから、行政評価を休止させていただくことといたしました。

今年度の行政評価は、休止前最後の行政評価となりますことから、新たな事務事業の評価を行わずに、積み残しとなっている継続評価事業のみの評価を行うこととさせていただきます。

委員の皆様の方広く客観的な視点からのきたんのない御意見を市政に反映させながら改革、改善に努めていきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様の方御指導をいただければ幸いです、よろしくお願ひいたします。私のほうからの御挨拶とさせていただきます。

○**事務局** ありがとうございます。それでは次に高橋市長から、____委員長に令和元年度の行政評価の諮問をいただきたいと思ひます。

<諮問>

○**事務局** ありがとうございます。ここで、高橋市長は公務のため退席をさせていただきます。

○**高橋市長** どうもありがとうございました。失礼いたします。

<市長退席>

○**事務局** 次に、事務局から附属機関の会議の公開制度について御説明をいたします。水戸市では、審議会等の会議を公開することにより、意思決定過程における透明性及び公正性を確保し、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を一層推進するため、附属機関の会議の公開制度を導入しています。

これにより、審議会や委員会などの会議は、個人のプライバシーなどを扱う一部の会議を除きまして、その会議の開催について、ホームページで市民に周知し、会議を公開するとともに、会議録についても公表をしております。

本委員会も会議及び会議録公開の対象となりますので、よろしくお願ひいたします。

____委員長には、後ほど、事務局が作成した会議録に署名いただく委員をお二人御指名いただきますようお願いいたします。

それでは、水戸市行政評価委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員長が会議の議長になることと定められておりますので、この後の議事進行につきましては、____委員長をお願いいたします。

○____**委員長** ありがとうございます。先ほど、諮問をいただきましたが、本年度が最後となりますのでよろしくお願いいたします。条例に従って議事進行を務めさせていただきます。会議録公表に係る会議録署名人を指名させていただきます。署名人は、____委員と____委員にお願いいたします。なお、署名人は、会議の開催ごとに指名させていただきます。次に、包括外部監査の実施に伴う、行政評価の取扱いについて、事務局から御説明をお願いします。

○**事務局** はい。資料④「包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱いについて」を御覧ください。まず、1 包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱いについて御説明をいたします。本市の行政評価については、平成24年度から、市の課題事項を年度ごとにテーマ通して選定するとともに、そのテーマに沿った事務事業から10事務事業程度を評価する現行の手法に変更しております。その結果、これまでの7年間で、公の施設における民間活力の活用の推進、滞納整理事務の効率化、イベントのリニューアルなど、一定の成果を挙げてきました。

一方で、本市では、中核市移行に伴い、令和2年度から毎会計年度、都道府県、指定都市及び中核市に義務付けられている包括外部監査を実施する必要があります。行政評価と包括外部監査は、テーマの設定や、調査の過程での外部有識者の関与など、制度上の共通点があります。このため、本市では、令和2年度以降、当分の間、包括外部監査のみ実施し、その制度の充実に努めるものとします。また、行政評価については、包括外部監査の運営が軌道に乗った段階で、改めてそのあり方を検討することとします。1ページ下に、行政評価と包括外部監査を比較した表を掲載しておりますので御覧願ひます。まずは、評価の主体ですが、行政評価は、各部推進会議による内部評価、行政評価委員会による外部評価、行革推進本部

による総合評価で実施しております。一方、包括外部監査は、弁護士、公認会計士、国や地方公共団体において監査又は財務の事務に従事した者であって、政令で定める者の中から一人を選定し、契約により、包括外部監査人通して選任します。次に、実施の根拠でございますが、行政評価は、行政評価の基本方針であり、一方、包括外部監査は、地方自治法であり、包括外部監査契約の締結に当たっては、毎年度議会の議決を経る必要があります。次に、評価対象となります。行政評価は、普通建設事業等を除く年間事業予算が100万円以上の事務事業であり、一方、包括外部監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業となります。ページを返しまして、2ページでございます。評価の視点は、行政評価は、事務事業の必要性、有効性、効率性の観点から評価するものであり、一方、包括外部監査は、最小の経費で最大の効果をあげるため、また、組織及び運営の合理化を図るため、効果的であるかの観点から監査することとし、行政評価と同様の観点から実施すること通しております。次に、テーマ設定は、行政評価は、年度ごとに市でテーマを設定するものであり、公の施設の管理運営の事務などを対象に実施してきました。一方、包括外部監査は、年度ごとに包括外部監査人がテーマを設定するものであり、他団体の事例においては、財務事務の他、公の施設の管理運営などもテーマとなっております。次に評価結果の報告方法ですが、行政評価は、行革推進本部で総合評価を決定し、市報及び市ホームページで公表しております。一方、包括外部監査は、包括外部監査人は監査の結果を議会、市長及び監査委員、関係する行政委員会に提出します。また、監査委員は当該監査結果を公表いたします。次に、評価結果に基づく措置状況の報告方法は、行政評価については、翌年度の行政評価において報告をし、改善が図られていない場合、再度、改善目標を設定し、評価を継続するものです。一方、包括外部監査は、市長や行政委員会は、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知します。また、監査委員は、市長等から措置の通知があった場合にその内容を公表することとなります。

続きまして、2令和元年度行政評価については、令和元年度は新規の事務事業を評価せず、昨年度の継続評価になった2年目評価、4年目評価及び7年目評価の事務事業のみ評価を行い、本年度の行政評価をもってすべての事務事業の評価を終了といたします。継続評価の事業を、(1)から(3)に掲載していますので、(1)2年目評価のテーマ及び対象事務事業から御説明をします。3ページを御覧願います。昨年度のテーマは、「公の施設の利用状況」ですが、昨年度の総合評価の結果、見直しの上で継続となったもので、「1青柳公園の利用状況」、「2障害者教養文化体育施設の利用状況」についての2事業が2年目評価の対象でございます。3ページ下の4年目評価につきましては、テーマは「イベント事務事業」であり、昨年度の総合評価の結果、評価継続となりました「1商工祭」、「2農業祭」及び「3水戸黄門まつり」の3事業が4年目評価の対象となります。ページを返していただきまして、4ページでございます。7年目評価について、テーマは「公の施設の管理・運営に係る事務」です。昨年度の総合評価の結果、評価継続となりました斎場の管理・運営に関する事務が7年目評価対象の事務事業となっております。4ページ下の(4)今後のスケジュール

ルについては、現在2年目、4年目、7年目評価の事務事業につきまして、各担当課におきまして1次評価を行ったところです。9月から10月にかけてこの行政評価委員会において2次評価を行い、こちらを踏まえまして、総合評価となる3次評価を行政改革推進本部で実施いたします。

次に、各担当部署で行いました1次評価につきましては、資料⑤「令和元年度行政評価の概要」及び資料⑥「行政評価調書」とおりとなっております。資料⑤をお開きください。2年目評価の1次評価について、昨年度設定した改善目標に基づき、改善に取り組んだ結果、表で示したような取組内容の報告がありました。こちらにつきましては、2年目以降の行政評価調書の見方通して、資料⑥「行政評価調書」の記載について、先に御説明させていただきます。資料⑥5ページの、青柳公園の利用状況の調書を例に説明します。5ページ上段の1年目改善目標は、昨年度の行政評価の総合評価を受けて、各担当課において昨年度末に定めた目標となっております。それを受けて、その下の2年目評価通して、1次評価の欄を各担当課にて記載しております。先ほど御覧いただきました資料⑤の概要は、各事業のこちらの改善目標及び1次評価の内容を対照する形でまとめたものとなっております。それでは資料⑤の1ページにお戻りください。令和元年度行政評価の概要について説明をさせていただきます。2年目評価の「1 青柳公園の利用状況」ですが、改善目標は土日祝日に比べて平日の利用が少ないほか、今後、東町運動公園体育館の完成に伴う、利用者数の減少も懸念されることから、大会等の利用に加え、個人利用の周知を図るほか、施設の存在、施設の機能、予約方法、料金等の周知を強化し、利用者の拡大に努めるという改善目標に対し、対応する取組内容ですが、ホームページを新設し、施設の概要、利用方法、予約方法、料金等の周知を強化し、利用者の拡大に努めております。今後は更に個人利用者数の増加を図るために、SNSにより活発に情報発信を行っていきます。東町運動公園のオープンにより、今後は利用者の分散が予想されるため、利用者数の増加に向けて取組を推進する取組内容となっております。また、稼働率の考え方を整理し、より正確な稼働実績の管理を行うという改善目標に関しては、メインアリーナとサブアリーナの稼働率の考え方について、最小の貸出し単位であるバドミントンコート1面を基準に、アリーナを分割して稼働状況を把握するよう改め、より正確な稼働実績の管理を開始しました。稼働率通しては、メインアリーナ、サブアリーナともに年間を通して、70%以上の稼働率を保っており、広く市民のかたがたに御利用いただけています。それに対して、会議室の稼働率は20パーセント程度であるため、今後の利用者の拡大に努めていくといった取組内容となっております。続きまして「2 障害者教養文化体育施設の利用状況」につきましては、減少傾向である利用者数について、原因の検証を行うという改善目標に対し、利用者数減少の一因通して、3km以内に所在する類似施設の総合運動公園体育館が、空調設備等の大規模改修を行い平成29年4月に再開していることが考えられます。利用者アンケートから駐車場が狭い、予約システムがなく一般の人は予約しにくい等があげられていることから、他の要因についても検証中であるといった取組内容となっております。また、施設の老朽化については、利用者のニーズを踏まえた

改修方針を策定するといった改善目標に対して、改修方針については、優先順位をつけた改修を実施する計画を令和2年度の予算要求に向けて策定中であるといった取組内容となっております。更に、広報活動については、ホームページのリニューアルに留まらず、更なる広報活動の強化に努める改善目標に対して、施設パンフレットをリニューアルし障害のあるかたの利用につなげるため計画相談事業所約30箇所を設置するほか、地域内での目的外利用につながるよう近隣の公共施設にも設置するといった取組内容となっております。

ページを返していただきまして、2ページ、4年目評価でございます。4年目評価の1次評価につきましては、昨年度設定しました改善目標に基づき、改善に取り組んだ結果が表に示したような内容となりました。その中で「1商工祭」、「2農業祭」については、同じ内容の改善目標が示されており、イベント自体も、産業祭通して一括で行われているところから、改善目標や対応する取組内容を合わせて御説明させていただきます。産業祭実行委員会において協議、決定している共通経費等の費用負担について、説明責任を果たす観点から、根拠の明確化に努めるという改善目標に対し、共通経費の費用負担の根拠については、共通経費を除いた産業祭決算額における商工祭、農業祭のそれぞれ占める割合に応じた額を負担することに決定しました。これを受け、農業祭が負担する分担金については、会場設営費や広報宣伝費などの共通経費約180万円のうち、産業祭決算額に占める農業祭の割合に相当する55万円とするといった取組内容となっております。「3水戸黄門まつり」につきましては、第59回水戸黄門まつり開催に向けた準備を進めていく中で、客観的な観客数の測定方法や補助金の費用対効果の検証方法の検討を行う改善目標につきまして、客観的な観客数の測定方法については、今回から見直し、リニューアルした水戸黄門まつりの費用対効果を検証する上で、指標の一つとなる観客数を客観的に把握するための方策の下、まつり本番で実践したところ、3日間の観客数は70万人となり、数字上の単純な比較はできませんが、前年度比21万2千人の減となりました。費用対効果については、新たな財源確保に取り組むとともに、補助金のあり方についても見直しを進めていくといった取組内容となっております。また、メディアへの営業活動やSNS等を活用した周知活動の強化に取り組むなど、更なる改善を進めるという改善目標に関しましては、PR活動の強化については、水戸黄門まつりを広く周知するため、3月にリニューアル告知チラシを市内全戸配布するとともに、県内外の旅行会社92社へも配布しました。テレビ、ラジオ、新聞といったメディアによるPRに加え、水戸大使であり世界的にも有名な「和楽器バンド」のボーカル鈴華ゆう子さんにイメージソングを製作いただき、PR動画通して配信しました。ゲームとのコラボ、YouTube動画広告等といったSNSを活用したPRを実施したほか、新たな手法通して、JR水戸駅特急指定席券売機モニターを活用したPRも実施したことによって、PR動画視聴回数が配信開始から2週間で7万回を超えるなどの効果があったという取組内容であります。

最後に7年目評価でございますが、斎場管理運営事務については、新斎場整備基本計画において、新斎場の事業手法を「公設公営方式を基本とし、運営に当たっては、より効率的か

つ効果的な手法を採用とする」こと通しております。現斎場の民間活力活用の対象範囲についても、新斎場の運営に係る詳細の検討と合わせまして、具体的な内容や導入スケジュールを検討するという改善目標に対しまして、新斎場の運営については、新斎場整備基本計画に基づいて、他市等における状況などを踏まえ、効率的かつ効果的な手法の具体的な検討を行います。現斎場の民間活力活用については、新斎場の運営手法を踏まえ、今後、慎重に検討を行うものとするといった取組内容となっております。以上の1次評価結果を踏まえまして、今後の委員会で2次評価としまして、委員の皆様より御意見をいただきたいと思っております。1次評価の概要は以上となりますが、詳細につきましては資料⑥を御確認いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○委員長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がありましたが、包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱いについて、御質問があればお願いします。

<質問なし>

○委員長 よろしいでしょうか。続きまして、行政評価委員会の審議の進め方及びスケジュールについて、事務局から(案)の御説明をお願いします。

○事務局 資料⑦「令和元年度行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて(案)」を御覧ください。本日は、第1回目の評価委員会となり、市長からの諮問、事務局から令和元年度行政評価における対象事務事業を御説明いたしました。

第2回委員会の開催ですが、令和元年10月10日(木)に第2回行政評価委員会を開催しまして継続評価となっております。7年目評価の1事業、4年目評価の3事業、2年目評価の2事業についての評価を実施いたします。所管課長が1次評価結果の説明をしますので、それを踏まえて質疑応答し、その場で改善があったかどうかの評価の決定を行います。そのため、昨年のように現地への視察や答申案の作成はございませんが、第2回行政評価委員会の開催前に、本日配布した資料⑥の行政評価調書を御確認いただけますようお願いいたします。

今回で行政評価を休止することから、7年間の行政評価の総括や、今後行政評価を再開するときの参考とするために、行政評価の御意見をいただけたらと思います。行政評価に対する御意見に関しては、資料⑧「意見書」に本市の行政評価に対する意見や感想などについて記載をお願いします。この意見書のデータは、本日メールにて送信をさせていただきますので、御意見がある場合は、10月3日(木)までに事務局へ御提出をお願いします。

第2回委員会の後、審議を取りまとめまして、全体の答申案を正副委員長と事務局で作成しまして、第3回の行政評価委員において、市長へ答申を行いたいと考えております。第3回の行政評価委員会は10月29日(火)の午後1時から2時を予定しております。その他、本日の資料①「行政評価委員会条例」、資料③「行政評価の基本方針」につきましては、説明を割愛させていただきますので、後ほど資料を御覧いただけたらと思います。以上で説明を終わります。

○委員長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました行政評価委員会の進め方につきまして、御質問があればお願いします。今年度は新規がございませ

るので、昨年のように調書を作成することはないです。次回10月10日の委員会では、6事業について方向性の議論をするのがメインになるかと思います。私から質問ですが、行政評価が一旦休止をするということですが、資料⑧「行政評価に対する意見書」は、実際にどのような形で使われるものとなりますか。

○**事務局** 行政評価をいつ再開するのかは未定です。約7年間にわたって行政評価を行ってきて、今のシステムについてどういった感想があるのか、見直しの点があるのか、現地ヒアリングが大変だった等、いろいろな御意見をいただきながら、今後もし再開する時に、参考にさせていただきたいと考えております。

○**委員長** ありがとうございます。その他御質問等がなければ、次の案件に移りたいと思います。(6)のその他について、事務局からお願いします。

○**事務局** それでは、事務局から次回の日程について御説明させていただきます。今回は、10月10日(木)午前9時30分から、本日と同じ政策会議室で開催いたしますので、御出席をよろしくお願いします。審議の内容といたしましては、昨年度の総合評価において、継続評価とされた7年目評価の1事業、4年目評価の3事業及び2年目評価の2事業の評価を行いますので、本日お配りしております資料を御高覧願います。それから、資料⑧「行政評価に対する意見書」につきましては、今回で行政評価を休止することから、今後、行政評価を再開する時の参考としたいため、御説明させていただきましたとおり、改めて本日メールにて様式をお送りさせていただきますので、10月3日(木)までに御提出をよろしく願います。

○**委員長** それでは、以上で令和元年度第1回行政評価委員会を閉会します。また、10月10日によろしく願います。